

丹後郷土資料館調査だより

平成 29 年 3 月 24 日 第 6 号

ごあいさつ

丹後郷土資料館は、昭和 45 年 11 月の開館以来、京都府北部における古代から近代の歴史・考古・民俗資料などの調査、研究、保存、展示に取り組んできました。これも、府民の皆様方から賜ってまいりました御支援があつてこそと、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年度、当資料館では、海の京都の拠点施設として、企画展や特別展、丹後学び舎セミナーなど様々な事業を展開し、丹後の歴史と文化の発信に努めてまいりました。

さらに、当資料館敷地内にある旧永島家住宅を会場にして、小・中・高校生が、地元で伝わる民話・昔話・伝説などを語り伝えたり、文化遺産などについての探求の成果を発表したりする「民話等語り部」を開催し、郷土の文化伝承の一助とすることができました。

今後も、教育機関の一つとして、将来を担う子どもたちのふるさとの歴史と文化に愛着と誇りを醸成する資料館、また、地域に根ざした資料館を目指して、魅力ある展示や事業を一層推進してまいりますので、当資料館への御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

京都府立丹後郷土資料館長 山岸 浩

目 次

■ ごあいさつ	館長 山岸 浩	1
■ 貨幣の歴史と虚実	森島康雄	2
■ 近世伊根浦の災害・事件記録	吉野健一	8
■ 宮津人形と橋立人形にみる近代天橋立観光	青江智洋	14
■ 平成 28 年度の資料整理	資料課	20
■ 丹後学び舎セミナー活動報告	資料課	22
■ 平成 28 年度のあゆみ	総務課	24

貨幣の歴史と虚実

～企画展「お・か・ね」から～

資料課 森島康雄

はじめに

平成28年7月16日から9月4日まで、企画展「お・か・ねー貨幣の歴史と虚実」を開催した。展示では、貨幣の歴史をたどりながら、その役割や使われ方、お金に対する意識の変化などを考古資料を中心に考えた。本稿では、展示準備の過程で改めて京都府内の出土資料を調査する中で考えたこと、気が付いたことなどを振り返ってまとめておきたい。

1 貨幣以前

(1) 物々交換と貨幣の条件

日本で貨幣が使われるようになるのは今から約1,300年前。人が生活を営んでいく上で必要な物資のすべてを自分で獲得することができない以上、貨幣が登場する以前には、物々交換によって互いに必要なものを手に入れていたと考えられる。考古資料として残りやすい石器や玉類とその素材などはもちろん、残りにくい日常の食品や衣類などにも交換されたものがあつたはずである。

交換されたものの中には、後の貨幣に通じる性質を持ったものを見出すことができる。その性質とは、多くの人が欲しいと思うこと(交換手段)、小分けできてさまざまなモノの価値を表現できること(価値尺度)、貯蔵ができること(価値貯蔵)などであり、玉類・金属・穀物・布などが貨幣の役割を果たすようになった。

京都府北部の出土品の中では、福知山市大江町三河宮ノ下遺跡の硬玉製品、舞鶴市志高遺跡の弥生土器壺に入れられたタカラガイ、京丹後市弥栄町奈具岡遺跡の玉作り工房から大量に出土した水晶製玉類、亀岡市余部遺跡の鉄鋌などがこれに当たるだろう。

しかし、これらは、貨幣と同様の役割を果たすことがあっても、貨幣の役割に特化したわけではなく、未だ貨幣とは言えないだろう。

日本列島に中国大陆の貨幣がもたらされる例に

は、那覇市城岳貝塚の縄文時代晩期の土器と共伴した方首刀(明刀)があり、京丹後市久美浜町函石浜遺跡でも方首刀2点が採集されたといわれる。函石浜遺跡では貨泉2点も採集され、弥生時代後期末の豊岡市出石町田多地引谷7号墓では五銖銭が出土している。これらは、縄文・弥生時代から大陸文化との交流があつたことを示す資料ではあるが、出土点数が限られており、列島内で貨幣として流通していたとは考えられない。

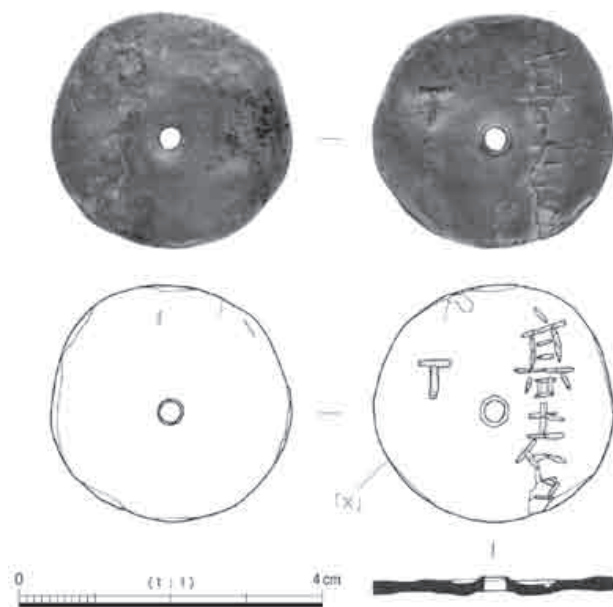
2 古代の銭貨

(1) 無文銀銭と富本銭

長い間、日本最古の銭貨は「和同開珎」とされていたが、「無文銀銭」「富本銭」というさらに古い銭貨の存在することが確実になっている。

これらの出土例は、それぞれ大津京・藤原京周辺を中心とした数少ない遺跡に限られる。京都府内では無文銀銭は小倉町別当町遺跡で1点出土しているが、富本銭の出土例は知られていない。⁽¹⁾

無文銀銭と富本銭が、埋納遺構からの出土資料に偏ることを主な理由に、これらの銭貨を流通銭ではなく、まじない銭・厭勝銭であるとする考え方がある。古代史の研究者を中心に主張されるこの考えは、玉類や金属などの貴重品・有価物の出土は、意図的に埋納された資料に偏るという、考古学にとっては常識的な事実を無視した議論であ



第1図 小倉町別当町遺跡出土無文銀銭
(S=1/1) (長戸 2007)

る。誰もが流通貨幣とみなす和同開珎の出土状況を見ても、土坑などに意図的に埋納されたもの、都城の条坊側溝から祭祀具を伴って出土するものや、祭祀遺跡からの出土例が目立ち、主たる用途が祭祀用具であるかのような印象を受ける。しかし、銭貨に限らず遺跡から出土する資料は最終的な使用形態を示すものであり、最終的に厭勝銭として使われたとしてもその銭貨が流通銭として使われなかったということにはならない。流通の過程にある銭貨を考古学的資料としてとらえることは難しいのである(森島2008)。

無文銀銭は銀の小片などを添付して重量を1兩の $1/4 = 6$ 銖(約10g)に揃えるように調整していることから、銀の地金が貨幣としての役割を広く果たす中で、一定の重さを持って計数できる銀貨として現れたものが無文銀銭であると考えられる。天武天皇12年(683)4月15日の詔「今より以後、必ず銅銭を用ゐよ。銀銭を用ゐること莫れ」は、無文銀銭の通用を停止して富本銭に替えることを意図したものであると考えることができる。無文銀銭を、約半分の重量の銅銭富本銭に替えようと試みたのである。無文銀銭と富本銭の交換比率はわからないが、富本銭の私鑄禁止令が出されていることは、富本銭の価値が銅の地金の価値より相当高く定められたことを示している。しかし、銀の地金貨幣である無文銀銭を、地金より割高な富本銭に替える試みはうまくいかなかったようで、無文銀銭の通用停止の3日後には、「銀用ゐること止むること莫れ」と銀の地金の通用を認める詔を出している。

(2)和同開珎

無文銀銭・富本銭が天津京・藤原京という当時の都城周辺の比較的狭い範囲で流通していたと考えられるのに対して、和銅元年(708)に発行された和同開珎は北海道から熊本県までの800か所近い遺跡から6,300点以上が出土しており、広範囲に流通した貨幣であった。

和同開珎の価値は、発行当初は「以穀六升当銭一文。令百姓交関各得其利。」(『続日本紀』和銅4年(711)5月15日条)、「又諸国所送調庸等物。以銭換。宜以銭五文准布一常。」(『続日本紀』和

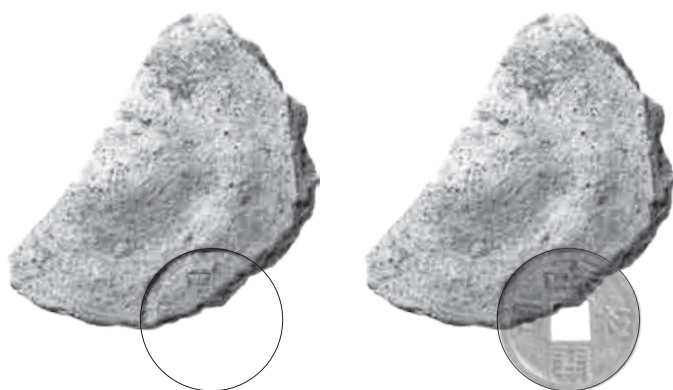
銅5年(712)12月7日条)と規定され、712年には、成人男子の1日の賃金として和同開珎1枚が支給された。第2図は平城山瓦窯跡群の瀬後谷瓦窯跡から出土した須恵器で、底面に和同開珎の押圧痕が認められる。瀬後谷瓦窯は奈良時代初期の瓦当兼業窯であり、同時代の須恵器工人が和同開珎を手にしていてことを示す証拠である。賃金として和同開珎を受け取った和同開珎を、物珍しさからか、焼成前の須恵器に押し付けたのではないだろうか。

和同開珎の公定価格は銅の地金価格よりも相当に高かったようで、和同開珎価格の暴落すなわち、インフレーションを招いたが、政府は銅銭を増産するとともに、給与の一部を銭で支払ったり、物価を銭で定めたり、蓄銭叙位令を出したり、調を銭で納めさせたりと和同開珎の流通促進策を展開した。

こうして大量の和同開珎が全国のかかなり広い範囲に流通したと考えられるが、出土資料の分布をみると畿内5か国で全体の60%弱を占めるなど、都城を中心に畿内とその周辺に偏在し、和同開珎の主たる流通圏が畿内とその周辺であったことがうかがわれる。

(3)皇朝十二銭

和同開珎から乾元大寶まで約250年の間に古代の政府が発行した12種類の銭貨を皇朝十二銭と呼んでいる。全国の出土点数15,000点余りのうち、平城京・長岡京・平安京で全体の30%以上を占めているのを含めて、60%以上が畿内で出土しており、皇朝十二銭が都城とその周辺で使われたことがわかる。京都府内では、山城で3,000



第2図 瀬後谷瓦窯跡出土須恵器

点以上出土しているのに対して、丹波は15点、丹後は7点に過ぎない。

和同開珎が50年余り発行された後、奈良時代後半に萬年通寶と神功開寶が相次いで発行され和同開珎の10倍の価値が公定されたが、この価値もたちまち暴落したようで、宝龜10年(779)には和同開珎・萬年通寶・神功開寶が等価通用となる。この時期の遺構からはこれら3種の錢貨が共伴して出土することが多い。かつて、筆者は、これを奈良時代の通貨政策が実効性を持っていた証しと考えた(森島2005)が、政府が当時の錢貨流通の実態を追認したのが実情であろう。

平安時代になると隆平永寶から延喜通寶まで、20年足らずの間隔で次々と新錢が発行され、最後に約50年を隔てて発行された乾元大寶を最後に錢貨は発行されなくなった。第3図は、国内で出土する皇朝十二錢の錢種別割合と、史料にモノの価格が錢で表記される割合を50年毎に集計した値を示したものである。左目盛の棒グラフからは、全国で出土する古代錢貨の約38.7%が和同開珎で、実に三分の一以上を占め、これに萬年通寶

(約6.2%)、神功開寶(約17.5%)を加えると、ほぼ三分の二近くが主に奈良時代に流通した3種の錢貨で占められていることがわかる。この時代には、物価が錢で表記される割合(折れ線グラフ・右目盛)も上昇し、8世紀後半には90%近くが錢表記となっていることから、少なくとも史料が多く残っている都城周辺では錢による取引が常態となっていたことをうかがわせる。ところが、平安時代になると錢貨の出土することが少なくなるとともに、物価が錢表記される割合も15~50%程度となる。乾元大寶が発行された後、錢貨の発行が途絶えると、物価が錢表記される割合は急落し、12世紀前半にはほとんど錢表記の史料を見つけることができなくなってしまう。畿内周辺で奈良時代に一時的に実現した貨幣経済は長続きせず、物々交換の世界に逆戻りしたのである。

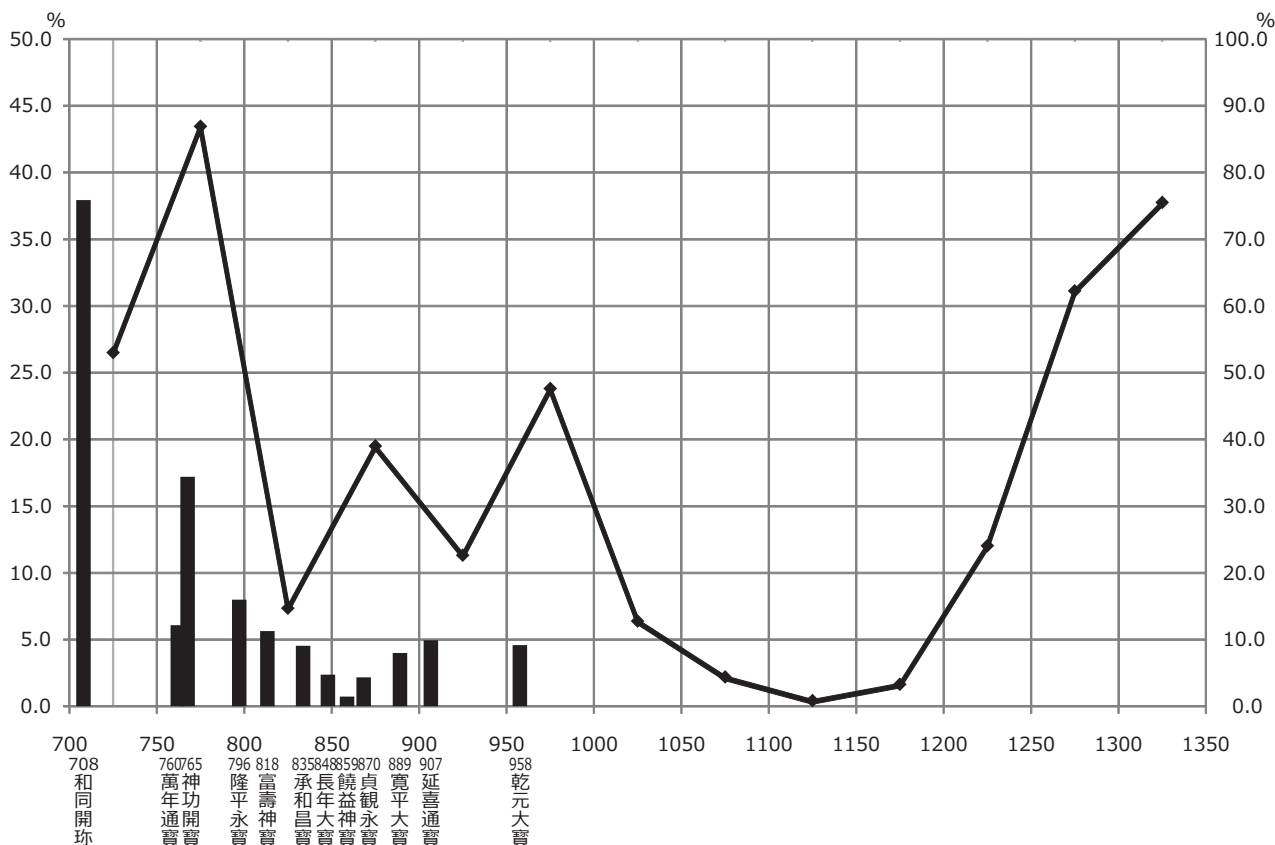
3 渡来錢の時代

(1) 日宋貿易と北宋錢

皇朝十二錢の発行が途絶えた後、日本ではお金のおほとんど使われない時代が続く。錢の信用がな

皇朝十二錢の出土割合(棒グラフ)

物価が錢で表記された割合(50年ごと・折れ線グラフ)



第3図 皇朝十二錢の出土割合と物価の錢表記の割合

くなったために、主に絹で物の値段を示す准絹法が行われていた。

日宋貿易が盛んになると、中国の商人は国際通貨である宋銭で支払いをするので、宋銭が持ち込まれるようになり、12世紀後半からは国内の取引に宋銭が使われる例が増加する。輸入された銭には、南宋・元・明などの中国銭のほか、朝鮮・ベトナムなどの銭が含まれるので総称して渡来銭

と呼んでいるが、大半は北宋銭である。

(2) 渡来銭と市場経済

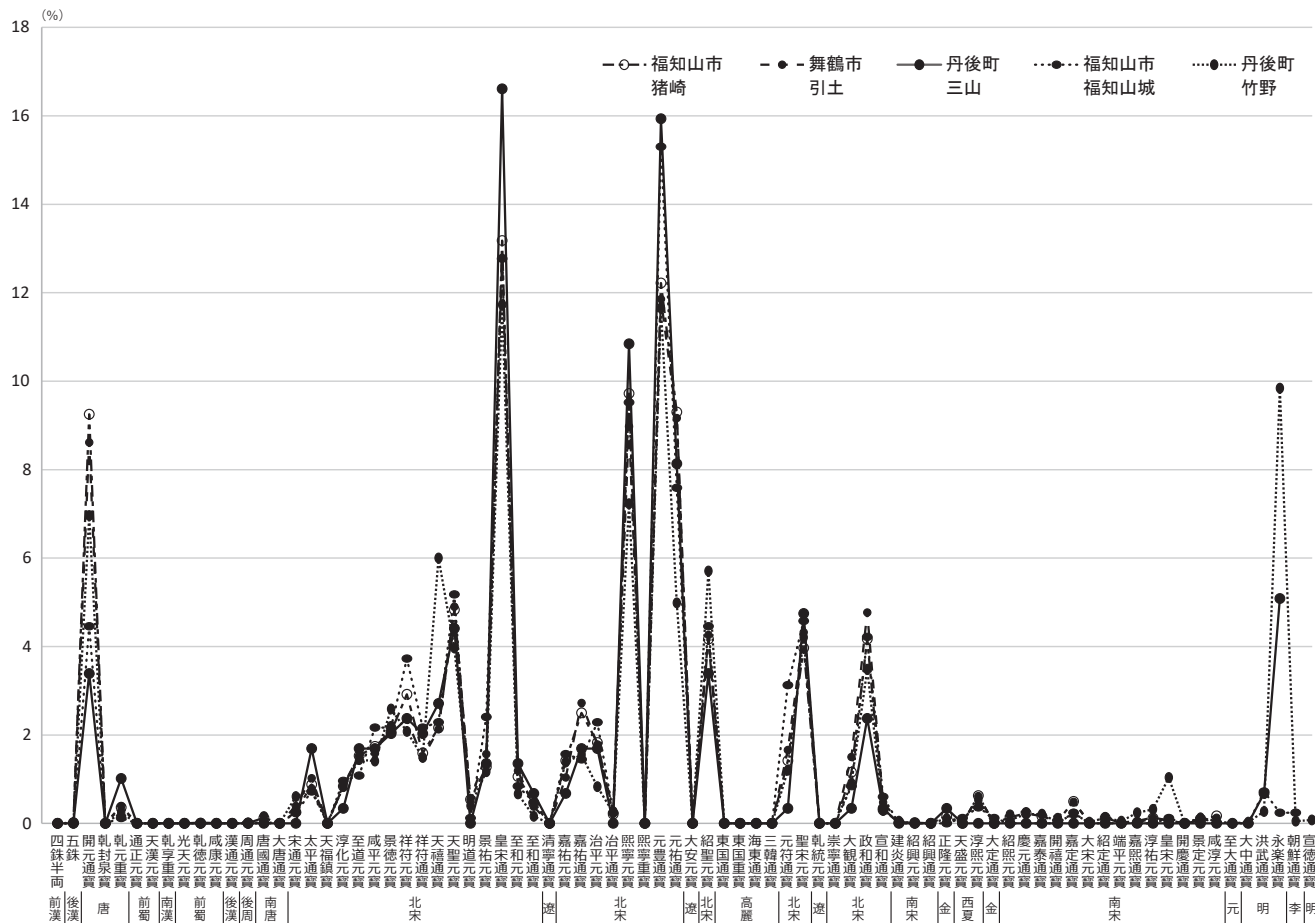
「鎌倉時代になると、肥料を用いた二毛作などによって農業生産力が向上したことに伴って貨幣経済が徐々に進展した。」との理解が一般的であるが、この時期の急激な貨幣経済の進展は、1271年に成立した元王朝の紙幣専用政策で行き場を失った大量の銅銭が日本に輸入されたという



第4図 猪崎備蓄銭と甕（南丹市立文化博物館提供）

『福知山支略後拾遺集』
明治廿五年六月猪崎村端ニ彼荒神社ノ西面地主
塩見武右衛門瓦沙土取場持人塩見文助塩見九郎兵衛
前崎甚右衛門古銭当金六十円斗之價也旧坪ニ入埋
アルヲ彼三人堀出テ直ニ警察所へ持参して御改出し
久敷御預メ京都府伺之上半高坪とも地主塩見武右衛門
半高見付彼三人へ被下たり已敏建同村井上氏
吉右衛門案内ニ武右衛門方へい行坪銭とも一見せしに
坪手つくね古丹波とも云つへき古物凡水二斗入
銭も悉く文字替り何れも殊勝之品物也八十ヶ年
已前ニも少分銭を堀出したり云々金元猪崎村
ニ福知山菱屋町出て住し名主役迄相動市井又兵衛
先代為子孫埋置しならむと堀出し候刻内之警察
長四条氏迄申出けれとも何分又兵衛家ニゆかりなくて
申分可被聞入体ニも無之止ぬ又兵衛子孫撰州濱村
ニ在之ニ付若くハ態々相尋度思へとも老之身ハ如何
せん可惜
又ニ宮廷之舊蔵ニ動帳証ハ中勘方ニ一宮主四ノ八之内ノ一人也

『福知山支略後拾遺集』読み下し文



第5図 渡来銭の銭名別出土割合

外的要因によるものであることが明らかとなっている(大田1995)。

渡来銭の大量流入により年貢の代銭納が急速に一般化したことで、生産物は産地近くの市場で換金され、商品として都市に運ばれることになり、商品経済が一気に進んだ。

(3) 備蓄銭か埋納銭か

大量の古銭が工事中などにまとまって見つかることがある。銭の数は数千枚～2万枚の例が多いが、函館の志海苔では37万枚以上の銭が3個の甕に入れて埋められていた。

このような大量出土銭は、全国で200例以上(うち丹後6例、丹波8例、山城5例)が確認できる。これらが埋められた目的については、呪術的な埋納銭とする見方と将来掘り出すことを前提に埋め置かれた備蓄銭とする見方があったが、現在では大半が備蓄銭であると考えられている。

第4図は福知山市猪崎で発見された16,773点の備蓄銭と容器の丹波焼甕である。この備蓄銭の発見の経緯が記された古文書(p.5)⁽²⁾によれば、土取り作業中に発見された古銭入りの甕(文書では

「坪」と表記)のうち、壺と古銭の半分は地主に、残りの古銭は発見者の3人に分け与えられており(傍点部分)、もとは現在伝来している量の2倍にあたる33,000点余りの古銭が埋められていたことになる。この量は、京都市鞍馬二ノ瀬町出土の38,416点に次ぐ府内第2の大量出土銭である。

(4) 渡来銭の種類

渡来銭の種類は160銭種以上に及ぶが、第5図に示すように、府北部の主な

備蓄銭の銭種別の割合は、どの備蓄銭でも同じ傾向になる。このことは、流通していた銭を、種類を選ばずに備蓄していたことを示し、これから、当時どのような銭が流通していたかを知ることができる。出土枚数の多い銭種は決まっていて、多い順に皇宋通寶・元豊通寶・熙寧元寶・元祐通寶(以上北宋)・開元通寶(唐)となるが、埋納時期が15世紀以降に下る事例では永樂通寶が増える。

(5) 模鑄銭

京都駅周辺にあった中世の八条院町には、手工業者が集まっていた。その一角で行われた発掘調査で、13世紀後半の模鑄銭鑄型が出土した。渡来銭が大量に輸入され、貨幣経済が本格的に始まると同時に模鑄銭が造られていたことになる。古代には、銭の私鑄は厳罰に処されたが、そもそも中世には公的な銭がないため、私鑄銭とは言わない。中国銭を押し付けて型を取った模鑄銭は中国銭よりもやや小さく、銭文が不鮮明で、色調はやや赤銅色が強いという傾向がある(第6図)。

舞鶴市引土出土の備蓄銭にも模鑄銭が含まれることから、中国銭に混じって同じように流通していたことが知られる。

4 三貨制度の時代

(1) 慶長金銀と寛永通寶

「太閤秀吉公御出世より此のかた、日本国々に金銀山野にわきいで」とは、『大かうさまくんきのうち』(『太閤様軍記の内』)の一節であるが、戦国時代の終わりごろから鉱山開発が盛んになると、領国内で通用する金銀貨を発行する大名が現れた。

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、翌慶長6年(1601)に慶長小判などの金銀貨を発行して全国に流通させた。銭は引き続き渡来銭が使われたが、寛永13年(1636)に寛永通寶が発行され、寛文10年(1670)には寛永通寶以外の銭の使用が禁止され、金・銀貨と銅銭が組み合わせて使われる三貨制度が整った。

(2) 藩札・会所札・掛屋札・私札

藩札は、幕府の許可を得て各藩が独自に発行した領域通貨で、後には富裕な商人が札元となって発行されるようになった。藩札は、発行した藩内



第6図 中国銭(左)と模鑄銭

に限って流通する建前であったが、宮津藩領・田辺藩領・峰山藩領・代官所領などが複雑に入り組んだ丹後地域をはじめとする畿内近辺では、藩の領域を超えて流通した。

藩札が発行されると、幕府の発行した正貨での取引は禁止され、藩札の使用が強制される場合が多かつ



第7図 田辺藩藩札

た。寛保2年(1742)に田辺藩が藩札を発行した際には、銭10文を超える支払いには藩札の使用が義務付けられている。

このほか、物産会所が発行した会所札、藩の出納を預かる掛屋が発行する掛屋札、個人の信用で発行した私札なども流通していた。これらは、兌換券で、券面に交換できるものと量が表示された。銀と交換できる銀札、銭と交換できる銭札のほか、米札などがある。

おわりに

お金は、私たちの日々の生活になくてはならないもので、あまりに身近な存在であるがゆえに、その本質や意味について深く考える機会がないように思われる。貴金属などの物質貨幣から、金属貨幣、紙幣、電子マネーへと、お金は、歴史とともに物質的価値を失い、それと反比例するように実体的経済をつくり出す存在になっているが、実物貨幣から名目貨幣(信用貨幣)へという大きな流れは、一方向に進んだわけではなく、行きつ戻りつしてきた。

奈良時代に比較的広く使われたお金も平安時代には定着せず、お金が日常的に使われる社会が広く現れたのは鎌倉時代後半である。この頃、割符という定額の手形が登場して高額取引の決済手段となるが、戦国時代には米納年貢が復活するなど、一本調子に順調に進展したわけではない。

現在も法律上有効な紙幣でもっとも古いものは

明治18年(1885)発行の大黒像の1円札であるが、現実には通貨として使用されていない。昭和61年まで発行されていた聖徳太子の1万円札も同様である。これらが使われないひとつの理由は、骨董価値が額面を上回っているからである。通貨が実際に使われるかどうかは、支払う側と受け取る側に、その価値について共通理解があるかどうかにかかっていて、その物質的価値や法的な有効性とは必ずしも一致しない。逆に、共通理解があれば、紙幣であっても、ビットコインのような仮想通貨であっても構わないし、仮に使われた通貨が贋金であっても、支払う側と受け取る側が本物と信じていれば、その贋金は本物と全く同じ役割を果たすので、共通理解は共通「誤解」であっても構わないのである。

注

- (1) このほか、長戸満男氏は、福島県立博物館所蔵の中村貨幣コレクションに含まれる「南山城跡」出土の無文銀銭を木津川市山城町の高麗寺跡の塔心礎の舍利埋納孔から出土した可能性が高いと推定している(長戸2007)。
- (2) 『福知山市史』資料編3に読み下し文が掲載されているが、何文字か読みが異なると思われる個所があるため、新たに作成した。

主要参考文献

- 今村啓爾2015『日本古代貨幣の創出』講談社学術文庫
大田由紀夫1995「12～15世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布」－日本・中国を中心として－(『社会経済史学』第61巻2号)
栄原永遠男2011『日本古代銭貨研究』清文堂出版
桜井英治1996『日本中世の経済構造』岩波書店
桜井英治2012『贈与の歴史学－儀礼と経済のあいだ』中公新書
出土銭貨研究会2000『畿内・七道からみた古代銭貨』
杉原和雄・森島康雄1993「京都府出土の備蓄古銭」『摂河泉文化資料』第42・43号 摂河泉文庫
東野治之1997『貨幣の日本史』朝日新聞社
長戸満男2007「無文銀銭試論」(『研究紀要』第10号(公財)京都市埋蔵文化財研究所)
三上隆三1987『渡来銭の社会史』中公新書
森島康雄2005「古代銭貨集成『畿内・七道からみた古代銭貨』の意義」『出土銭貨』22号
森島康雄2008「京都府出土の和同開珎」『和同開珎をめぐる諸問題』(二)

資料紹介

近世伊根浦の災害・事件記録

資料課 吉野健一

はじめに

当館で寄託を受けている伊根町亀島に伝来した「亀島区有文書」の中に、表題不明の冊子が1冊存在する(目録では「留書帳」)。どのような経緯でこの冊子が編纂されたかは分からないが、伊根浦での自然災害を中心とした覚書である。本資料の一部を紹介することで、丹後における近世の災害について考えることとしたい。

本資料は、縦25.5cm、横18cmの横帳で、現状では29丁であるが、表紙が欠落しており、現在残る冒頭部分が本来あった冊子の冒頭部分であるかは不明である。記載されている事項は、享保16年(1731)から文化年間(1804~1818)までであるが、後段では継ぎ足した部分があり、また筆も複数の人になることから、何度かに分けて記されたものが、文化年間以降にまとめられて現在に伝わったものと考えられる。

内容としては、災害に関する記録の他に、丹後や国内での出来事、相場、漁業や捕鯨に関するもの、願書の写し、覚(イルカの塩漬けの作り方他)、年貢など様々であり、何かの意図を持って系統的にまとめられたというよりは、備忘録的な形である段階でまとめられたものだろう。

このうち、本稿では災害や捕鯨等に関する記録について報告する。

1 災害の記録

本記録には、享保年間以降の特異な災害についての記述が見える。いずれも亀島村の視点で記録されたものであり、関連の資料は他には現段階で確認できない。以下にその一部を翻刻する。

【①享保16年(1731)11月~17年】

享保十六年亥十一月^ノ子二月迄大雪ふり、当村ニも壺丈五尺斗ふり申候、みな／＼なんき(難儀)仕候、大^(ママ)かんしニ而御座候、

【②元文3年(1738)4月27日】

元文三年午四月二十七日之ひる(昼)かけ、目拾^ウ位御座候あられ(霰)ふり申候へ共、其年大豊年ニ御座候、

【③宝暦12年(1762)11月~13年】

宝暦十二年午十一月^ノ未ノ三月迄大雪ふり、当村ニも壺丈三尺ふり、みな／＼なんき仕候へ共、大豊年ニ而御座候、

【④明和元年(1764)8月2日~3日】

明和元申ノ八月二日^ノ三日ノ朝迄大雨ふり、当村も山畑田ながし(流し)申候処、本庄浜村大水出、家屋しき(屋敷)ながれ、其時やしきかへ仕候<三十何人相はて申候>、長延村中家屋しきなかれ、人も三人相はて申候、宇治村ハ田畑斗なかし申候、

【⑤明和元年9月17日】

明和元申九月十七日ノ七つ時分^ノ、亀山大やけいたし、一株不残、

【⑥明和元年10月11日】

<前大やけ^ノ七十年ニ相成申事ニ御座候>

同十月十一日ノあさ七つ時、にひ(耳鼻)谷中大やけ仕、人も壺人相はて申候、

【⑦明和6年(1769)4月23日】

同六年四月廿三日よ(カ)九つ時、孫右衛門屋しき^ノ平二郎迄やけ申候、九助与申人身本仕候、

【⑧天明3年(1783)~4年】

天明三卯年^ノ辰年迄大きき^ニ而御座候、米壺石ニ付九十四文、銭百貳拾^ウ百五拾^ウ迄仕候、其年れきれい(疫癘)はやり、相はてかつへ人者共ニ当村ニも百五六十人相はて申候、立石一組ニも、家数十五軒、家内中相はて申候而、屋しき斗ニ相成

これらの災害については、「宮津日記」などにも確認できず、局所的な災害であったのかどうかや、他地域での被害等については不明である。こ

のうち、大雪については、享保16年に1丈5尺(約450cm)の積雪があり、「難儀」したと伝える。

昭和38年のいわゆる「三八豪雪」の際の伊根町内の積雪量は、本庄上245cm、本坂250cm、寺領530cm、井室275cm、伊根浦の平田で165cmであった。⁽¹⁾山間部の寺領の積雪量は5mを超えているが、本資料は亀島村で作成されたものであることから、この各地点の中では、平田地区の様子が、亀島村の現状に近いものと考えられる。そう考えると、この時よりも更に倍以上の積雪となる大雪であったことになる。当時は平屋建てが多く、また除雪能力も低い中で、どのようにこの大雪を乗り越えたのかは記されない。

また、7年後の元文3年には10^{もんめ}匁(約40g)程の霰^{あられ}が降り、先の大雪から約30年後の宝暦12年には再び大雪が降った。この2回の自然災害で、人々は困難を極めたと思われるが、関連部分の最後には、その年が「大豊年」であった事が記され、異常気象がその後の気候の兆しと考えられていたことも垣間見える。

一方、明和元年には洪水により、本庄浜村(現伊根町)で30数名が死亡した他、長延村(現伊根町)でも3人が死亡したようである。この時、本庄浜村では「やしきかへ仕候」とあることから、災害により居住が困難となったため、別の場所へ住居を移転した可能性が高い。

一方、さらに深刻な記載が見られるのは天明の飢饉である。天明3年には、岩木山や浅間山の噴火などを契機として全国的な飢饉が発生した。本記録には、その時の状況について、米価が上昇し、また「疫癘」^{えきれい}(流行病)が流行ったことにより、「当村」にも150～160人が死亡したと伝えている。少し遡る宝暦9年(1759)の「諸色差出帳」(「亀島区有文書」)によれば、当時の亀島村は、家数が220軒、人口は978人で、男女別では男503人、女475人であった。⁽²⁾仮にこの飢饉が発生した天明3年までほぼ同様の規模で人口が推移したと仮定すれば、人口の実に15%が死亡したことになる。これらの惨状は、村内の立石地区で、15軒の家の家族が皆死亡し、屋敷だけ残った(「家内中相はて申候而、やしき斗二相成」)という悲惨な表現を

通して伝えられる。本資料が残された亀島区有文書には、年貢に「難渋」しているために「御救」を望んだ際の資料などは度々散見されるが、飢饉の具体的な様相について記したものは大変珍しい。

さらに、伊根浦の災害のみならず、他の場所の災害についても記録が残る。

【⑨寛政10年(1798)7月1日】

寛政十同七月一日晩

一、京都大仏様斗やけ申候、

【⑩享和元年(1801)12月】

一、享和元十二月、四天大坂天王寺様大火仕候、西東之門斗残申候、

【⑪享和2年(1802)冬～】

一、佐渡嶋小木湊大じしん(地震)二而、問いたみ(痛み)申候、享二ノ冬・三年亥三月二承り申候、

⑨の「京都大仏」とは、京都市東山区にある方広寺にかつて存在した大仏で、寛政10年7月1日に落雷によって焼失した。⑩は享和元年12月5日に落雷によって四天王寺が焼失したことを伝える。⑨⑩は、いずれも発生日時や被害内容など、かなり正確な情報を伝えている。

また、⑪に記される「小木湊大じしん(地震)」は、享和2年11月15日、当時天領であった佐渡や越後地方などを襲った地震で、佐渡を中心に大きな被害が発生した。⁽³⁾この際の小木湊の被害については「小木湊迄場所佐州之船附二御座候、右場所十五日兩度之地震二而家居四百五十軒程之处、不残潰候上、式百式三拾軒程焼失いたし、地面も変地いたし、船掛り有之候間之内六、七拾軒潮干潟相成、一向差汐無之、変死人等も有之」(大田南畝「一話一言」)という深刻な状況であった。

京都や大坂に加えて佐渡の情報が伊根に到来していることは、丹後半島と佐渡を含む日本海側沿岸を結ぶ情報網が前提となっていると考えられる。事実、伊根湾で船宿を営んでいた「奥屋」に伝わった客船帳⁽⁴⁾には、佐渡の「相川」(現佐渡市

相川)・「みなと」(現佐渡市両津)・「赤泊り」(現佐渡市赤泊)などからの来港が確認でき、また越後方面の船宿の客船帳などには、丹後の船の入船が記録されることから、丹後から佐渡、越後方面を行き来する廻船の乗組員などから、佐渡での地震の被害情報などがもたらされ、記録されたものと考えられる。船によって、単に商品のみならず、このような災害情報、また時には政治情報なども含めてやり取りがなされたのである。

2 遭難・漁業被害の記録

また、同書には、漁船や漁師の遭難や漁業被害に関する記録も複数確認できる。

【①寛政4年(1792)12月30日】

一、十二月卅日之大風ニ、漁師共なんき(難儀)仕候、小浜へ三艘ながれ行、なりう(成生)へ壱艘ながれ行、なりうへも御礼之樽壱ツ、小浜へも金子壱両ニ樽与して申候、此入用其漁師共仕候事ニ御座候、

【②寛政12年(1800)2月9日】

一、寛政十二申歳二月九日ハツ時、大西風相成江尻村漁師共八艘相果申候、

【③寛政9年(1797)12月20日】

寛政九年巳十二月廿日時分方、海中ニ浮魚有之、一向漁師はへなわニ捕取申候ニ付、左之通願書差上申候、

[是ハにが塩(苦潮)とやら申事ニ而御座候]

此時上方之地魚迄死魚御座候、

乍恐願上候口上覚

当村之義者、漁事専一家業ニ仕候処、近年不漁打続、漁師共困窮仕罷在候、去巳年もはへ繩不漁之上、鰯不漁ニ付、難渋仕候処、御上様御慈悲を以御拝借被為仰付、御願ニ^を越年仕、難有奉存候、然ル処、極月廿日比^を細成魚沖ニ漂、当春別而海底ニ死魚沈御座候而、曳網杯ニ而引参申候、ケ様成義不及承儀も御座候、夫故ニ御座候哉、はへ繩漁・おき網漁、一向無御座候、■■■仕候而、はへ

繩参而も網之代も御捕揚不申候、是迄ハ色々才覚を以取続申候得共、何共彼方無御座候、十方暮罷居候、御願奉申上義も畏多奉存候得共、以御憐愍御拝借被^(ママ)仰被為被下候ハ、此度之難渋凌申度奉存候、尤返上納之義者当六月限ニ上納可仕候間、此度漁師難儀之段、聞召被為■■六月迄御延御米御拝借被仰付被為下候ハ、御願を以漁師共路命を繫申上度奉存候、何卒厚以御憐愍及び渴命ニ不申様、幾重ニも奉願上候、右願之通被為仰付被下度候ハ、村中一統難有奉存候、以上

寛政十年午正月

亀島村百姓代	助六	印
同組頭	孫右衛門	〃
同	新助	〃
同	喜平	〃

同村庄屋 喜平二 〃

池谷久五郎様

①は、亀島村の漁師が乗る船が大風にあおられて若狭湾を漂流し、小浜(現福井県)や成生(現舞鶴市)へ漂着したことを伝える。伊根に他地域からの船が漂着することもしばしばであるが、伊根の船がこのように別の地域に流れ着くこともあった。この時、現地での世話の礼として、この時は遭難した漁師から^{きんす}金子や樽などが渡された。

②は、江尻村(現宮津市)の漁師等が乗った船八艘が大風の被害を受け「相果」てたとする記録である。これ以外の資料が確認出来ず、詳細が不明であるが、乗り組んでいた漁師も死亡したものと思われる。

一方、③は、寛政9年末から海中に「浮魚」が現れていることを記録している。「にが塩」とは、「苦潮」のことで、「赤潮」のことである。後段には、この赤潮の被害などにより漁師渡世が難渋しているとして、宮津藩の役人あてに口上書が出されている。この写しによれば、亀島村は「漁事専一家業」の村であるとした上で、「十二月二十日頃より細い魚が沖に漂い、春には海底に死んだ魚が沈んで、引き網などで引き揚げて」おり、「はへ繩漁」や「おき網漁」ができない状況であるとしている。

沿岸部で発生した赤潮により、沿岸での漁業に甚大な被害が出たことが分かる資料である。

3 イルカや捕鯨に関する記録

また、イルカ漁や捕鯨に関する記載も多い。本資料では、イルカは「江豚」と記され、鯨よりも多く記載される。以下にいくつかを掲載する。

【①寛政11年(1799)4月】

同同年未四月五日、いるかかち込、八百本捕申候、

【②寛政11年(1799)5月】

同五月十日ニ江豚九拾本捕、入札ニしてにひ・亀山追かけ(掛)中間へ買、銀七匁五分七厘落申候、

【③寛政12年(1800)4月】

一、壬四月十一日、四百斗入て捕申候、

[札入ニ而五匁九分て落申候、]

五月十日、二百七十捕申候、

[札入ニ而九匁貳分て落申候、]

【④寛政11年(1799)頃】

一、江豚法事ハ庄屋旦那寺ニ御座候、金高二て百歩一礼物いたし、寺院方三ヶ寺ニ日出之寺出家四人ニ而いたし申候、

捕獲したイルカの供養については、『伊根町誌』には記載がないが、中村羊一郎氏は、「鯨、イルカをとったときは、「浜供養」と言って、坊さんに読経してもらう。明治4年の文書に、7月14日「いるか塔婆代 七百文」とあるという」と指摘している⁽⁵⁾。本記録は断片的であるが、①法事は亀島村庄屋の旦那寺で行うこと、②落札額の百分の一を礼として支払うこと、③亀島の三寺院と日出の寺院あわせて四人の出家僧により法事を行うこと、が判明する。

鯨の供養については、『伊根町誌』に、「鯨の処分がすべて終ると、鯨の霊を弔うため塔婆を立て僧を招いて浜供養を行い、入札価の一〇〇分の一を成相寺に納め、毎年正月19日には成相寺にて施餓鬼を営んだ。また別に伊勢内宮へ初穂料とし

て一〇〇分の一を寄進した記録も見受けられる」とある。この鯨供養の記載と、本資料の記載は共通点も多く、鯨供養とほぼ同様の供養がイルカに対しても行われていたことが推測される。

【⑤文化5年(1808)1月23日】

一、文化五年辰正月廿三日、長す鯨壹本捕〈長サ五尋／廻り貳尋壹尺〉御座候処、此鯨子もち鯨ニ而御座候、子鯨其まゝうすめ申候、若し是方御座候ハ、もめんニ而一へんまき、其上こもニ而まき候而いけ可申候、申伝へニ御座候、

【⑥文化10年(1813)12月】

一、座頭鯨長サ八尋御座候、十年酉十二月捕、此鯨ニも子御座候、長サ四尋半、廻り壹尋三尺斗御座候、亀山落申候、

文化年間の捕鯨時に、胎内に子鯨があった際の記録2点である。このうち、⑤の鯨を葬った墓は現在も伊根湾中央に浮かぶ青島に残っているが、その供養の方法について記載されている点が注目される⁽⁶⁾。

4 番所に関する記録

【①寛政11年(1799)5月15日】

一、寛政十一歳未五月十五日、当村御番所やめニ相成申候、其時磯辺六郎・藤井津七・太田瀬左衛門・中脇新太郎様御出シ可申候、又十三年酉年御出被遊候、享和二年戌年方梶川様月一度ツ、御出ニ相成候、

【②文化4年(1807)】

文化四う(卯)ノ

一、松前そうどう(騒動)ニ付、当浦御番所も七月五日より御出被遊候而、八月六日迄切ニ御引取り被遊候、以上、

伊根の船番所については、『伊根町誌』に「また荒天の時には避難港としてあり、亀島小字高梨のはずれに「御船御改御番所」(船番所)がおかれ、「御番人」が滞在して、「船往来証文」を改め、

また浦手形を出して通行の手続きをとった」とあり、享保2年の「諸色差出帳」(亀島区有文書)からは、当時の活動を知ることが出来る。⁽⁷⁾

船番所に関して、本資料からは、①寛政11年(1800)からは番所を「やめ」た状態となったこと、②享和2年(1802)には、役人が月に一度出張して確認する制度になっていたこと、③数年後の文化4年(1807)7月には、「松前そうどう(騒動)」の対応のため、再び役人の常駐があったこと、が分かる。この役人の常駐は、同年8月までおよそ1ヶ月続いた。

この役人常駐のきっかけとなった「松前騒動」とは、文化4年4月から翌5月にかけて、当時蝦夷地であった千島列島・択捉島の幕府会所がロシア船に襲われ、幕府が拠点を放棄して撤退した事件である。この事件以前からラクスマンの通商要求など、北方からのロシアの脅威が認識されるようになっていた。この当時、宮津藩でどのような現状認識がなされていたかは不明であるが、緊迫度を持って「松前騒動」が当地域に受け止められていたことが推察される。

【③寛政年間(1789～1801)頃】

当浦へ御城米入津仕候節ハ、宮津へ御届ケ申上候事、

乍恐口上覚

一、何国何郡何村何右衛門舟頭、水主共何人乗此度、何之国ニ而御城米積請候而、今何日何刻ニ当浦江入舟仕候ニ而、乍恐御届ケ奉申上候、以上、右之通三通、御船奉行様・御代官様・御番所様御三人名則、宮津へ行方ハ日出村ハ江尻村迄村次ニいたし候て可申候也、亀嶋村出刻けん(刻限)を書添、三通共上包いたし候也、

五月日

舟宿 何右衛門

同村庄屋 何兵衛

御代官様

御舟奉行様

御番所様

③は、伊根浦に御城米を積んだ船が入船した場

合の届けの雛形である。御城米は、主として幕府領の年貢米で、日本海沿岸から瀬戸内海を通過して大坂に向かう船が途中に丹後沿岸海域を通過した。その船が寄港した場合には、藩の三役人(御代官・御舟奉行・御番所)に対して、何月何日の何時頃に入津したかを、亀島村から出した刻限を記した上で、3通まとめて村継ぎで送るように指示している。このうち、江尻村までの村継ぎは、詳細は記されていないが、陸路ではなく海路で継がれたものと考えられ、入船後速やかに藩庁に連絡が届くような体制が整っていたことが推測される。

5 その他の記録

一、寛政六年寅ノ三月、宮津へいきやう(遊行)上人様御出被遊候、

一、文化元年二成相寺大ニわれ(割れ)申候而、寺方やしきかへ被成候、

一、寛政同七卯年三月廿三日ニ、宮津大頂寺へ善光寺如来様御出被遊、御開帳廿四日ハ卅日迄御座候、是ハ先ニハ百年あとニ御出被遊候と聞伝申候、

また、遊行上人や善光寺如来の開帳についての記載がある。この記載が亀島村の資料に残されていることから、亀島を含む伊根からも参詣者があったものと思われる。また、ここに記される成相寺の地割れについては、変異として幕府まで報告されている。

おわりに

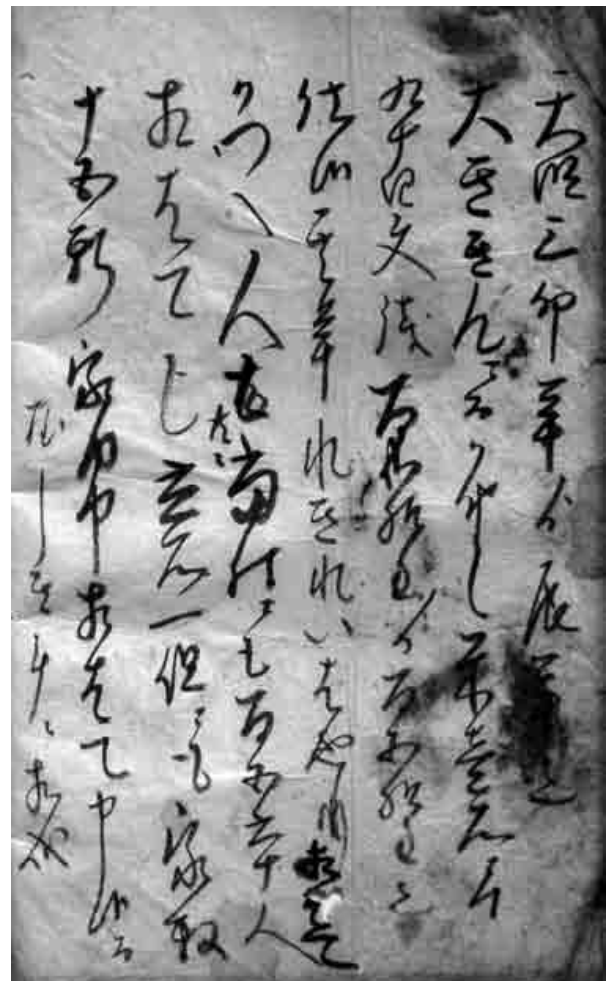
本稿では、伊根浦の亀島区に伝来した「留書帳」に記された災害や事件の記録から、当時の伊根浦の様相を検討した。本資料は、全体として興味深い記事を多く載せており、今回はその紹介は一部に留まったものの、災害や飢饉、海難などの様子やそれらへの対応などについて明らかにすることが出来たと考える。今後、他に残された資料と関連づけて検討することで、より立体的な伊根の歴史像を明らかにしていきたいと考えている。

注

- (1) 「伊根町報」第76号(昭和38年3月10日発行)による。
- (2) 「亀島区有文書」には、複数の人口などを記した資料が残されている。その変遷等については、岩崎英精『丹後伊根浦漁業誌』などが詳しい。
- (3) 被害の詳細については、矢田俊文「一八〇二年佐渡小木地震と地震史料」(新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野『災害と資料』3、2009)
- (4) 丹後郷土資料館蔵。
- (5) 中村羊一郎「丹後国伊根におけるイルカ漁と漁株制」(『静岡産業大学情報学部研究紀要』13号、2001)
- (6) 村上弘明氏のご教示による。
- (7) この当時の船番所の番人は、3月から9月まで常駐して、往来証文の改めを行い、また船が難破したときには、藩の指示を受けて荷物を改め、浦手形を出した。また、大名荷物船が入港した場合は、裏判を行っている。一方、10月から2月までは番人が常駐していない。



亀島区有文書「留書帳」表紙



「留書帳」中、天明の飢饉に関連した記載部分

宮津人形と橋立人形にみる近代天橋立観光

資料課 青江智洋

はじめに

当館では、平成28年2月20日～3月31日にかけて、企画展「観光時代到来—近代天橋立観光—」を開催した。本展では、古来より名所として知られてきた天橋立が近代において観光という文脈の中で資源として活用されていく過程を紹介した。

近代、とりわけ大正から昭和初期というのは、海陸交通の発達やマスメディアの喧伝にともない、いわゆる新中間層とされる都市生活者を中心に国内旅行が大衆化していった時代である。また、政府がジャパン・ツーリスト・ビューロー（現JTB）や国際観光局といった外国人観光客誘致を目的とする機関を創設して、インバウンド消費による外貨獲得に邁進した時代でもある。

こうした時代の中で誕生したのが、本展で初公開した宮津人形と橋立人形である。これは大正末～昭和初期にかけて、与謝郡養老村（現宮津市）の青年たちが天橋立観光に供する土産物として生み出したハンドメイドの木彫品である。彼らは農業や漁業を主な生業としており、芸術とはほぼ無縁の生活を送ってきたが、村で開催された土産品製作講習会に参加したことがきっかけとなり、閑散期の副業として人形作りに携わるようになった。いかんせん、木彫技術は短期間で習得したものであることから、芸術家や専門の職人が作るような上等品に仕上げることは困難であった。ところが、そうした未熟な技術で作られた荒削りの産物が都市生活者や観光者に「野趣」として肯定的に受け入れられ、商品価値をもったのである。

本稿では、宮津人形と橋立人形が複数のアクターによる重層的な取り組みの下に誕生した経緯を辿ることによって、これらの人形が近代天橋立観光を象徴する土産物であったことを紹介したい。

1 宮津人形と橋立人形の特徴

宮津人形と橋立人形について詳しく知ることのできる先行研究や参考文献はきわめて少ない。例えば、昭和3年（1928）に刊行された『養老村誌』や近年刊行された『宮津市史』には人形に関して一切の記載がなく、地元紙である「橋立新聞」や養老村役場が発行した「養老村報」といった同時代資料には断片的な記載があるだけで、具体的なことまではわからない。

管見の限り、もっとも詳しい情報を伝えているのは、昭和5年（1930）に報知新聞社が刊行した『儲かる副業』である。本書は、全国各地に駐在する同社の記者200名が各地でおこなわれている副業について取材し、その成果を報知新聞各地方版に「報知講座／儲かる副業」として連載したものを所収している。1～3輯が刊行されており、第2輯に農民美術特集として関連記事が掲載されている。概要は以下のとおりである。

成相山には近年スキー場も設けられ四季共に遊覧客は絶えず、年一年と増すばかりだと土地の人が自慢する。（中略）この雪崩れこむ遊覧客を目当てに同地養老村の村長橋本勘治氏の音頭取でうまれたのが「勤労風俗人形」並びに「天の橋立人形」だ。第一回講習会は去る大正十五年二月、大原女盆同様、長野県の山本鼎氏指導の下に木彫講習会を開いた。講習員は三十名で、この時に出来上がったのは所謂「勤



上：宮津人形（勤労風俗人形）箱 個人蔵
左：宮津人形〔一部〕（左から 木こり、大原女、看護婦、田植女、土掘り） 個人蔵

「労風俗人形」即ち左記八種であつた。田植女、大原女、桑摘女、木こり、土ほり、漁夫、看護婦、子守。しかし、これは東京方面には歓迎されたが、橋立遊覧客にはあまり好評でなかつたので、昭和二年第二回講習会で出来上つたのが、「股のぞき人形」と名づけて金婚橋立見物といふ。これは禿頭の洋服姿の夫が、股のぞきをしてゐるのを妻が見て嬉し気に笑つてゐる光景を写したもので好評噴々。次で翌三年第三回目の講習会で「芸者の袖のぞき人形」を創作し、今や二十名の組合員が腕によりをかけて製作に熱中してゐるが、何しろまだ生産が少ないので、みやげとしての需要にさへ応じきれない盛況さである。

この記事に出てくる勤労風俗人形というのは宮津人形の別称である⁽¹⁾。また、股のぞき人形とあるのが橋立人形を指しており、別に金婚橋立見物(人形)と呼ばれたようである。

ちなみに、今日でいう「観光」を表す言葉として、記事では「遊覧」を用いているが、当時の「遊覧」は主に国内旅行の意として用いられ、「観光」は国際旅行や外国人旅行者の行動を表すものとして用いるニュアンスがあった。しかし、当時は「遊覧」が「観光」の同義語として収斂されていく過渡期でもあったとされる⁽²⁾。本稿では、便宜上「遊覧」を含む意味として「観光」を用いている。

ここで、『儲かる副業』の記事に加え、その他の資料を補足的に用いながら、宮津人形と橋立人形の特徴を述べておきたい。

宮津人形は、大正15年(1926)2月2～22日にかけて養老小学校(現宮津市立養老小学校)で開催された京都府主催土産品製作講習会に参加した村の青年たち(30名)によって製作されたものである⁽³⁾。モチーフは「勤労風俗」、すなわち、田植えをする女性・薪を頭上にのせて運搬する女性(大原女)・桑摘みをする女性・木こりの男性・土掘りをする男性・漁師の男性(漁夫)・看護師の女性(看護婦)・子守をする女性の8種類である。「勤労風俗」というモチーフは、後述する京都府副業係と日本農民美術研究所に所属した吉田白嶺という彫刻家の創案である⁽⁴⁾。ちなみに、8種のうちの1つである大

原女は京都市左京区大原周辺で見られる行商人であり、丹後地域とは関係の薄い題材である。その他の人形についても、漁師以外はこの地域の特色を示しているとは言い難い。

ところで、宮津人形の売れ行きは東京方面で好調だったというが(この方面への販売は百貨店で開催された展示即売会などを通じてなされた)、天橋立を訪れた観光者には不評だったという。そこで、次は天橋立土産として売れる商品を作ることが課題となり、そうしたコンセプトのもとに創作されたのが橋立人形であった。

橋立人形は、昭和3年(1928)1月15～24日にかけて開催された第2回講習会で製作されたものである。記事には昭和2年の開催とあるが、それは誤りである⁽⁵⁾。この人形は、股のぞきをしている洋服姿の夫と、それを見て微笑んでいる和服姿の妻がモチーフになっている。ここでいう股のぞきとは、傘松公園や天橋立ビューランドなどの高台において天橋立を背にして立ち、前屈みになって股の間から景色を眺める風習をいう。股のぞきすることによって天地が逆転して見え、細長く延びた松林が天に架かるような情景を愉しむことができる。この風習がいつごろから盛んになったのかは詳らかでないが、明治30年代に著された紀行文などに散見され、現在でも天橋立観光の定番スタイルとなっている⁽⁶⁾。

ところで、天橋立土産として売れる商品を開発するにあたり、生産者サイドが股のぞきをモチーフに選んだのはなぜであろうか。それは、この風習が天橋立観光特有の風物であり、「天橋立らしさ」を表象するものであると考えたからではなかろう



橋立人形(股のぞき人形) 個人蔵

か。もちろん、前提には「天橋立らしさ」がセールスポイントになるという認識があったのだろう。観光者が土産物を購入する動機として、その土地を旅行してきたことの記念品となるか、贈り物として適当であるか、という観点は重要な意味をもつ。その要素として「天橋立らしさ」は欠くことのできない付加価値であると考えられる。その意味からすると、宮津人形は「天橋立らしさ」という要素が弱い。宮津人形が観光土産として不評であったのはこうした理由によるものではなかろうか。

2 副業奨励と宮津人形

宮津人形の創作に係る第1回講習会は京都府の主催であったが、橋立人形に係る第2回講習会は天橋農美生産組合が主催したものであった。後者は1回目の講習会を修了した青年たちが養老村役場を拠点に立ち上げた組織である。主催者は異なるが、いずれの講習会も開催にあたって副業奨励金なる補助金を活用している点は共通している。

副業奨励金とは、大正6年(1917)に農商務省(現農林水産省)農務局に新設された副業課が所管した補助金であり、大正14年(1925)に公布された「副業奨励規則」に基づき、地方庁や指定する法人に対して交付されたものである。

この課が進めた副業奨励とは、農家など第一次産業に従事する人びとの所得不足を補うため、経済的に有望な副業を奨励するという政策である。時代背景として、第一次世界大戦の影響により生じた好景気を受けて、都市などでは国内観光ブームに興ずる者も現れたが、地方の多くは度重なる恐慌の影響を受けて疲弊していく状況にあった。そこで副業課は地方庁に副業専任職員を設置することを求め、副業奨励に係る事業に対して補助金を交付して、この政策を展開させたのである。

これに関連して、大正10年(1921)には京都府農林課に副業係が設置された。この係の副業奨励に係る方針については、昭和2年(1927)に作成された京都府行政文書「浜田前知事・杉山知事事務引継演説書」に次のように示されている。

3. 農林省指定副業奨励

イ、土産品製作奨励

本府下ニハ京都市ヲ中心トシテ其ノ近郊及天ノ橋立等天下ノ名勝頗ル多ク、之ヲ探勝ノ客四時絶エズ。其ノ数亦甚ダ多シ。而シテ各地ニ於ケル土産品売上高相当ノ額ニ達ス。然ルニ其ノ多クハ食料品或ハ絵葉書等ニシテ、多少ノ細工品アリト雖、地方生産ノモノ極メテ少ク、他地方ヨリ移入セラレツ、アルノ現状ナリ。故ニ府ハ主トシテ木竹其ノ他ヲ材料トシ、土産品ニ適スル郷土作品ヲ農家ノ副業トシテ製作セシメ、販売ノ斡旋ヲ為シ以テ、農家経済ノ助成ヲ図ルト同時ニ、農村ニ於ケル趣味ノ涵養ニ務ムル主旨ニ依リ、大正十四年ニ於テ府下葛野郡及与謝郡ニテ、大正十五年ニハ愛宕郡・久世郡ニ於テ講習会ヲ開催シ、同時ニ組合ヲ設立セシメ、之ガ製品ヲ販売セシメツ、アリ。本年ハ綴喜郡ニ於テ開催スルト共ニ既設組合ノ基礎ヲ確立セシムル為メ、事業費ニ対シテ奨励金ヲ交付スル予定ナリ。

これによると、府内観光地で販売されている土産物は相当の売り上げがあるものの、多くは他地域で生産されたものであることから、土産物に適した郷土作品を地元の農家に副業として製作することを勧め、販売の斡旋をもって、農家経済の助成を図ると同時に農村における趣味の涵養に務めたいとしている。その方法として、大正14年度に土産品製作講習会を開催し、同時に組合を設立させ、その事業費に対して奨励金を交付するという。

つまり、国の政策として進められた副業奨励に係る補助金を府副業係は観光振興に活用し、農家に対して土産物の製作を副業として奨励したのである。こうした流れの中で実施されたのが養老村における講習会であり、そこで生み出されたのが宮津人形であった。

3 農民美術と橋立人形

講習会を開催するにあたっては木彫技術に長けた講師が必要となる。そこで府副業係が協力を仰いだのは日本農民美術研究所という機関であった。

この研究所は、洋画家で知られる山本鼎(1882-1946)等が主導した農民美術運動の拠点となった機関である。農民美術とは、大正8年(1919)に

長野県小県郡神川村(現上田市)において山本が提唱した概念であり、同年に作成された「農民美術建業之趣意書」⁽⁸⁾によると、「農民の手によって作られた美術工芸品の事であって、民族若くは地方的な意匠、素朴な細工、作品の堅牢などが其特徴」であるという。また、運動の目的は「汎く農民をして農務の余暇を好む所の美術的手工に投ぜしめて、各種の手工品を獲、これを販売流布しつつ終に民族と時代とを代表するに足るPeasant art in Japan(日本農民美術)を完成し、以て美術趣味と国力とに裨益せんとする」こととし、それを達成するための方法として「農民美術学校及、製作品の販売部を設けようと思つて居る(中略)常に製作法を研究して是を教授し、以て各地に供給すべき専門的の農民美術家を養成する」という。

要するに農民美術運動とは、いわゆる農民(第一次産業従事者)が農閑期を利用して、民族的・地方的な趣向を凝らした美術工芸品を製作・販売することによって、趣味の涵養と副業による実益を得るといふ文化的かつ経済的な活動であると言えよう。この運動は一面において農家の副業を奨励する要素をもつものであったが、研究所の方針としてはどちらかという美術教育的側面に重きを置いており、行政が進める副業奨励とは一線を画するものであった。

ところが、やがて農民美術と副業奨励は深い結びつきをもつことになる。そのきっかけとなったのは、大正12年(1923)に起きた関東大震災であった。それ以前の研究所の運営は、活動を支持してくれる篤志家の寄付金と都市部の百貨店で開催される展示即売会で得られる作品の売上に拠っていたが、震災によって支援者や東京という最大の販路を失ったことで、運営の方針を転換せざるを得ない状況となった。それは農民美術の副業的側面を強調することにより、副業奨励を進める行政と結びつきを深め、副業奨励金を受けることができる指定財団法人になること、すなわち補助金によって事業を展開していくという方針であった。⁽⁹⁾

養老村で開催された2回の講習会には副業奨励機関となった財団法人日本農民美術研究所が協力者として関与しており、人形のデザインや彫刻サ

ンプルの製作を担当している。その意味からして、宮津人形と橋立人形は単なる木彫品というだけでなく、農民美術作品であると位置づけられる。また、主催者の別から、宮津人形は府副業係と研究所の意向が反映されたかたちで創作されたのに対し、橋立人形は地元の青年たちと研究所の意向が反映されたものになっていると考えられる。先にふれたように、橋立人形の場合は、地元で売れるもの＝「天橋立らしさ」という要素がこの人形に込めた青年たちの意向であったと言えよう。

4 「日本らしさ」を表象する宮津人形？

では、宮津人形に込められた府副業係と研究所の意向とはいかなるものであろうか。また、天橋立とは直接的に関係のない「勤労風俗」がモチーフとして選ばれたのはなぜであろうか。彼らはなぜ「勤労風俗」をモチーフにした人形が観光土産になると認識したのであろうか。

これについて、農民美術の特徴である「民族的・地方的な趣向を凝らした美術工芸品」という観点から考えてみると、股のぞきをモチーフにした橋立人形は地方的＝「郷土らしさ(天橋立らしさ)」を表象したものであると言えるだろうが、勤労風俗をモチーフにした宮津人形が同様のものを表象しているとは考え難い。そうなると、宮津人形は民族的＝「日本らしさ」を表象するものとして位置づけられるのだろうか。

日本農民美術研究所員の渡邊進が、商品としての農民美術について言及した一文を参照すると、「〈野趣〉といふことを作品の重要な風格と心得、又〈日本的〉といふことを終局の理想とした」、「〈野趣〉とか〈日本的〉とかいふことが商品価値としては決して多望ではないことを知つた」⁽¹⁰⁾とある。これによると、「日本らしさ」を感じさせる趣向が農民美術の最善の目的であり、野趣とともに商品価値を有するものであったという。

しかし、「日本らしさ」を売りにした土産物はいかなる需要に供するものであったのか。それは都市生活者と共にこの時代の観光施策でターゲットになった訪日外国人観光客需要ではなかろうか。

昭和5年(1930)以降、国際観光局等は諸外国に

向けて「Beautiful Japan(美しき日本)」をコンセプトに日本観光を宣伝しており、一連の流れの中で「日本らしさ」という要素は観光資源として欠くことのできないものであったと考えられる。

また、農民美術の目的が「民族と時代とを代表するに足るPeasant art in Japan(日本農民美術)を完成」させるといふ、グローバルな展開を志向していたことから、研究所が「日本らしさ」の表象を最善の課題としたのは、国内のみならず国外に販路を求めていたからにほかならない。

宮津人形(勤労風俗人形)が「日本らしさ」を表象するものであったかどうかについては確証に欠けるが、そうであるとするならば、宮津人形は府副業係と研究所の意向によって、外国人観光客向けの土産物として創作された可能性がある。

5 「郷土らしさ」を表象する橋立人形

最後に、天橋農美生産組合員である上仲保治(1903-1988)の活動を通して、農民美術として、副業としての人形作りがいかに展開し、いかなる可能性をもっていたのかについて見ていきたい。

上仲は与謝郡養老村外垣(現宮津市外垣)に生まれ育ち、京都府主催土産品製作講習会に参加して宮津人形の製作に携わり、講習修了後に発足させた天橋農美生産組合では中心的な役割を果たした。続いて組合主催土産品製作講習会を企画し、橋立人形の創作に係る講師を日本農民美術研究所から招き、自身は助手を務めた。この講習会を終えて間もなく、彼は単身で日本農民美術研究所へ赴き、同所が主催する第4回指導者養成講習会を受講している⁽¹¹⁾。約3ヶ月間の滞在研修を終えて帰村した彼は、昭和3年(1928)11月に京都御所でおこなわれた天皇即位御大礼(大礼記念京都博覧会)に天覧品として橋立人形を出陳している⁽¹²⁾。このことは、彼だけでなく組合員の創作意欲を相当にかき立てたようで、昭和4年2月16~25日には、養老村外垣の公会堂において第3回組合主催講習会を開いている。ここでは上仲が講師となって、袖のぞき人形などを創作している⁽¹³⁾。袖のぞきとは、着物姿の女性が片袖を上げて脇の下から逆さに天橋立の景色を眺める風習を言う。

また、昭和5年3月11~24日にかけて、養老小学校で開催した講習会では、煙草盆、洋服吊、楊子入れ、瓶敷、葉書入れ、筆皿、短冊差し、本立て、玩具類など、鑑賞用というよりは実用的な土産物を創作している⁽¹⁴⁾。その他にも組合では数々の木彫品を製作している。そのことは、上仲が昭和5~50年(1930-1975)にかけて綴った日記から知ることができる⁽¹⁵⁾。日記によると、昭和7年2月7~20日にかけて開催した講習会では、松笠細工(七面鳥・鶴亀・雉)、シガレットケースなどを製作したようである。この時の参加者はわずか6名であったが、1日で松笠細工を53個完成させていることから、量産のための技術はかなり向上していたとみえる。そのほかに、スキー人形・かもしか・達磨・猪・額縁・兵隊人形などを製作していたことが日記に書かれている。

また、組合で製作したものは、全国各地で開催された展覧会や即売会に出品したようである。例えば、大阪三越で開催された財団法人富民協会主催農民芸術展、名古屋の副業展覧会、東京の日本青年会館で開催された青年創作副業展などへの出品が日記に記載されている。

こうした活動により組合の存在は広範囲に知られていったようで、昭和5年(1930)3月5日付「養老村報」第84号には次のような記事がある。

従来本村ニハ、農美生産組合ガアリ、専ラ木彫人形ヲ橋立土産トシテ売出シ、其ノ名ハ遠ク北海道・関東方面等ニ迄知ラレ、又各地ノ副業共進会等ニ出品シ農民唯一ノ美術工芸品トシテ知ラレ、組合ノ状況其ノ他製作等ニ関スル照会ガ年々多数アル位ダ。

これによると、組合産の木彫人形の名は、北海道や関東方面にまで知られており、年々多数の問い合わせがあるという。組合で製作した品物は、天橋立周辺にある土産物店で委託販売をしていたようであるが、日記によるとその他にも京都市・新潟県柏崎市・富山県・高知県高知市の商店にも人形を卸していたとある。また、昭和8年(1933)には、天皇行幸にあたり京都御所へ木彫松鼻を出陳している⁽¹⁶⁾。こうした精力的な活動の結果として組合の知名度は上がっていったものと思われる。

ところが、昭和13年(1938)11月4日、京都府警察部特高・保安課が銃後の風紀を乱すとして、⁽¹⁷⁾ 股のぞきに類する土産品の発売を禁止した。また、昭和16年(1941)には副業課が改組され、副業奨励政策が打ち切られた。このような戦時体制下において、好調だった組合の活動は衰萎していき、橋立人形は天橋立から姿を消すことになった。

戦前に奨励された副業は、戦後に継続・再興されたものも多いが、これらの人形作りに関してはそれが適わなかった。その理由は、戦中から戦後しばらく観光産業が低迷したこと、閑散期の副業による生産量では昭和30年代のマスツーリズム需要に対応できなかったことなどが原因であろう。しかし、股のぞきをモチーフにした土産物は、その後、組合とは関係のない職人やメーカーによって生産され、今日も天橋立観光土産として人気を博している。ただし、これらは農民美術として、副業として生産されたものではない。

ところで、勤労風俗をモチーフにした土産物が戦後に再生産されなかったのに対し、股のぞきをモチーフにしたものが今日まで商品価値を失わないのは、「郷土らしさ」という観点からこの風習を客体化した養老村の青年たちの先見性が確かなものであったことを物語っていると言えよう。

おわりに

本稿では、宮津人形と橋立人形が近代天橋立観光を象徴する土産物であることを紹介してきた。すなわち、副業奨励を展開させた農商務省(農林省)副業課、その政策を観光振興に活用した府副業係、土産品製作指導にあたった日本農民美術研究所、生産者としての天橋農美生産組合、消費者としての都市生活者といった複数のアクターの思惑や取り組みが近代天橋立観光において結実し、これらの人形が生み出されたのである。

ところで、今日では観光の文脈から疎外されがちな地域住民であるが、本稿で取り上げた事例では、彼らが地元の観光に積極的に取り組む様子が見えてきた。このことは、近年注目されている地域を主体としたまちづくりや観光振興の先進的な取り組みとして注目されるものではなかろうか。

注

- (1) 日本農民美術研究所「京都府主催土産品製作講習会計画(宮津町)」上田市立美術館蔵
- (2) 北川宗忠 1993『観光入門』近代文藝社
- (3) 養老村役場 1926「養老村報」第53号
- (4) 村山桂次 1926「木彫科報告」(『農民美術—副業の機関雑誌—』11巻 日本農民美術研究所出版部)
- (5) 日本農民美術研究所「天橋農美生産組合主催土産品製作講習会計画」上田市立美術館蔵
- (6) 小室萬吉編 1938『天橋立集』天橋立集刊行後援会
- (7) 「現在の農美生産組合」1926(『農民美術—副業の機関雑誌—』8巻 日本農民美術研究所出版部)
- (8) 山本鼎・金井正 1919「農民美術建業之趣意書」上田市立美術館蔵
- (9) 大蔵省印刷局編 1925『官報』大正14年9月18日
- (10) 渡邊進 1927「今日の農民美術」(『帝国工芸』第9巻第2号)
- (11) 財団法人日本農民美術研究所 1927「昭和二年度指導者養成講習会受講者名簿」上田市立美術館蔵
- (12) 京都府 1929『昭和大礼京都府記録』上巻
- (13) 養老村役場 1929「養老村報」第71号
- (14) 養老村役場 1930「養老村報」第85号
- (15) 「上仲保治日記」1930～1975(一部欠有) 個人蔵
- (16) 「天覧通知証」1933 京都府知事齋藤宗宣 昭和8年10月31日付 個人蔵
- (17) 「橋立新聞」昭和13年11月6日付

主要参考文献

- 石黒忠篤 1918「副業の奨励方針」(『副業之研究』第3巻第8号 啓正社)
- 山本鼎 1920「日本農民美術の建業」(『美術之日本』第12巻第3号 審美書院)
- 山本鼎編 1924～1927『農民美術—副業の機関雑誌—』1～13号 日本農民美術研究所出版部
- 報知新聞通信部編 1930『儲かる副業』第2輯 東洋経済出版部
- 橋本伝左衛門・永井彰一 1932「農村副業と農民美術」(『今日の農村問題』三友社書店)
- 都築邦春 1974「民間工芸運動論の研究(I)」(『秋田大学教育学部研究紀要 教育科学』24号)
- 荒幡克己 1997「明治後期からの「副業の奨励」政策について」(『農業経済研究』第68号第4号)
- 東京都江戸東京博物館 2005『美しき日本—大正昭和の旅—』
- 上田市山本鼎記念館編 2006『美術的社会運動家としての山本鼎』上田市山本鼎記念館
- 橋本和也 2011『観光経験の人類学』世界思想社
- 加藤幸治 2011『郷土玩具の新解釈』社会評論社
- 赤井正二 2016『旅行のモダニズム』ナカニシヤ出版

平成 28年度の資料整理

今年度整理をしたのは、下記のとおりである。

1 歴史資料

(1)館蔵古文書目録のデータベース化

引き続き既存の手書き目録のデータベース化を行うとともに、今年度新たに整理した目録のデータベース化を行った。項目は、作成日時・文書名・差出及び宛名・員数などの中核部分に絞った。昨年度まで作業中であった複数の大型の文書群でデータベース化が終了したため、本年度は点数が大きく増加した。

・文書群57件 67,700点余

(2)館蔵古文書史料の目録整理

ボランティアの方の協力により、当館に寄附・寄託された未整理の古文書及び特別展準備に必要な資料の調査を行い、目録を作成した。

・与謝郡日置上村山口家文書 約3,000点

今年度は江戸期や明治時代の書簡が中心であった。(継続整理中)

・丹後国加佐郡由良村加藤家文書 約5,000点

大部分は明治時代から大正時代の寄港地などとのやり取りの書簡やハガキである。(継続整理中)ほか 8 件約2,500点の整理を行った。

(3)古文書調査

・安久家文書

目録の作成は平成26年度に終了しており、本年度は千葉大学菅原憲二氏を中心に、整理目録の点検を行った。引き続き、データベース化と目録刊行に向けた準備を進めている。

・丹後国宮津町船問屋文書

京都府立大学藤本仁文氏と学生により資料の整理と目録作成の作業を行った。

上記の資料は、目録完成の上準備が整い次第、公開することとしている。

2 考古資料

(1)収蔵資料目録の作製

コンテナ単位での管理にとどまっていた資料の一部について収蔵資料目録を作成して収納し直し、コンテナ台帳と紐付けした。

(2)資料の再整理

企画展「お・か・ねー貨幣の歴史と虚実ー」開催に伴って、館蔵の三山備蓄銭を再整理した。館報創刊号の報告で銭名が判読できずに不明とされていた33点銭貨の大半が判読でき、また、291点とされていた総点数が297点であることが分かった。

その結果は下表のとおりである。

三山備蓄銭銭名別点数

銭名	初鑄年	点数
開元通寶	621	10
乾元重寶	758	3
太平通寶	976	5
淳化元寶	990	1
至道元寶	995	5
咸平元寶	998	5
景德元寶	1004	6
祥符元寶	1008	7
祥符通寶	1008	6
天禧通寶	1017	8
天聖元寶	1023	13
景祐元寶	1034	4
皇宋通寶	1038	49
至和元寶	1054	4
至和通寶	1054	2
嘉祐元寶	1056	2
嘉祐通寶	1056	5
治平元寶	1064	5
熙寧元寶	1068	32
元豐通寶	1078	47
元祐通寶	1085	24
紹聖元寶	1094	10
元符通寶	1098	1
聖宋元寶	1101	14
大觀通寶	1107	1
政和通寶	1111	7
宣和通寶	1119	1
正隆元寶	1157	1
洪武通寶	1368	2
永樂通寶	1408	15
不明		2
合計		297

3 民俗資料

(1) 丹後・丹波の手漉き和紙生産用具

特別展「丹後の紙漉きー和紙と生きる人びとのあゆみとゆくえー」に出展するにあたり、館蔵の手漉き和紙生産用具の再整理を行った。これらは昭和55年(1980)に当館で開催した特別陳列「紙をすく村」展にあたり、宮津市畑・福知山市大江町・綾部市黒谷町・京丹後市久美浜町などから寄附を受けたものである。あわせて、展示図録の作成にあたり、写真撮影、計測を行い、適宜資料ラベルの張り替えを行った。さらに、資料目録に本年度新たに受け入れた手漉き和紙生産用具を追加し、データベース化を行った。

(2) 三河内の葬祭用具 一括 与謝野町三河内

今年度新たに収集した葬祭用具について、クリーニング作業、写真撮影、計測、分類番号添付等を行った。



丹後・丹波の手漉き和紙生産用具(一部)

- ・ 蠟燭作りの竹棒 一括
- ・ 蚕種製造業看板 1点
- ・ 三河内区の葬祭用具 一式
- ・ 手漉き和紙生産用具 4点
- ・ 天秤棒 1点
- ・ 手漉き和紙(上世屋産) 一括
- ・ ハリコ(行商用) 1点
- ・ 畑製紙農業協同組合前掛 1点
- ・ 井隼幹也『句集 紙漉き』1点
- ・ おいどこ 1点
- ・ 上野家文書 一括
- ・ 「紙漉き心得」 1点
- ・ 手あぶり 1点
- ・ 山崎喜代治手記 1点
- ・ 電話機(黒電話) 1点



股のぞき(袖のぞき)人形

4 写真等整理

写真カードのデ内容をエクセルで入力し、データベース化して検索の利便性を向上させた(継続作業中、今年度までで7,393枚が終了)。

5 資料の受け入れ

今年度新たに受け入れた資料は、寄附16件である。

【寄附】

- ・ 股のぞき人形 1点
- ・ 股のぞき(袖のぞき)人形 1点
- ・ 蠟燭行商箱 1点



畑製紙農業協同組合前掛

丹後学び舎セミナー活動報告

1 紙すき教室

平成28年度の紙すき作業は以下のとおりである。今年度の教室受講生は6名であった。

4月27日(水) 楮畑の草刈り、トロロアオイの種まき、映像「畑紙の出来るまで」(当館制作／105分／平成9年)鑑賞

楮畑の草刈りと施肥を行った。肥料は鶏糞を株まわりに撒いた。トロロアオイは同好会員が分担して各自の畑で栽培した。資料館でも一畝栽培した。宮津市畑における手漉き和紙の記録映像「畑紙の出来るまで」を同好会の研修で鑑賞した。

6月15日(水) 草刈り・芽刈り

7月27日(水) 草刈り・芽刈り

11月19日(土) 教室①カゴカリ

同好会員の協力を得て、教室参加者とカゴ(楮)の刈り取りを行った。例年と比べて、本年度のカゴは成長が良く、幹の太いものを大量に収穫することができた。

11月20日(日) 教室②カゴムシ・カゴヘギ

8時30分、釜の火入れ。蒸し上がったカゴの皮を剥いていく。計3釜蒸した。

11月25日(金)カゴの川浸け

カゴの皮を束ねて川に浸け、乾燥を戻す作業を行った。

11月26日(土)・27日(日) 教室③・④カゴナゼ

川でカゴを踏んで粗皮を取り除き、残った部分をカゴナゼ包丁で剥いていった。粗皮を取ったカゴは川の水で濯いだ後に旧永島家住宅の軒下に干した。

12月2日(金) 川浸け

軒下で乾燥させていたカゴの束を計量(教室紙すき用6kgと同好会紙すき用8kg分を計測)。その後、カゴの束を川に浸けて乾燥を戻した。

12月3日(土) 教室⑤カゴニ

8時30分、釜に水を入れて焚く。10時ごろ釜の中にカゴとソーダ灰(カゴの量の約15%)を投入。煮上がったカゴは水を張ったスキブネに移す。灰汁を取るためである。カゴニの作業と並行

してトロロアオイの根を木槌で叩いてつぶし、粘液を抽出する作業に取り組んだ。

12月5日(月) スキブネの水替え

スキブネの水を朝夕2回取り替える。

12月6日(火) 道具の準備

スキブネ、カミツケ台、簀桁、カゴウチ台などをセッティングする。数枚試し漉きをした。

12月7日(水) 同好会の紙すき

同好会の会員が一日紙すきを行った。

12月8日(木) 教室⑥紙すき

教室参加者が同好会員の指導のもとで紙すきを行った。

12月9日(金) 卒業証書用の紙すき

午前に府中小学校6年生12名、日置小学校6年生3名が卒業証書用の2枚重ねの紙を漉いた。

12月10日(土) 和風用の紙すき

こども体験教室「和風を作ろう」の風の和紙を参加者9組の家族16名が漉いた。

12月11日(日) 同好会の紙すき

チリ入りなどのオリジナル和紙を漉いた。15時ごろから片付けを始め、湿紙(漉いた紙)をプレスにセットして16時ごろ終了。一晩、ジャッキと板の重量だけで水分を取っていく。

12月12日(月) 紙しぼり

午前・午後とジャッキを回して湿紙を絞り、水分を取り除く作業を行った。

12月13日(火) 教室⑦カミツケ

ある程度水分を取り除いた湿紙を乾燥機にかけた。乾燥機など残りの道具を片付けて終了。



紙すきの準備風景

2 ぶらり丹後

丹後の名所や旧跡などを学芸員とともにぶらりと散策する現地講座。学芸員の説明を聞きながら、ちょっと違った視点から眺めることで、おなじみの場所の新たな魅力を発見しようという企画。橋立、府中、宮津城下をめぐる。参加者からは継続を希望する評価を得た。

第1回 橋立 5月21日(土)

- ・時 間：13時30分～15時30分
- ・行 程：天橋立駅－智恩寺(文殊堂)－智恵の輪灯籠－文殊港の灯明台－廻旋橋－船着場跡－与謝野寛・晶子夫妻の歌碑－磯清水－天橋立神社(橋立明神)－一里塚－千貫松－籠神社
- ・案内人：当館資料課主任 青江智洋
- ・内 容：日本を代表する景勝地として日本三景のひとつにも数えられ、数多くの観光客が訪れる天橋立は古代から数多くの歌に詠まれた歌枕の地であり、都人にとっても憧れの地であった。単なる景勝地にとどまらず、多くの都人が訪れて多彩な文化を花開かせた天橋立の魅力を感じられる初回であった。

第2回 府中 10月22日(土)

- ・時 間：13時30分～15時30分
- ・行 程：籠神社－大谷寺－妙立寺－天神神社－丹後国分寺跡
- ・案内人：当館資料課主任 吉野健一
当館資料課長 森島康雄
- ・内 容：府中地区は、国府や国分寺が置かれるなど、古代・中世の丹後の中心地で、政治や信仰の拠点でもあった。雪舟筆の国宝「天橋立図」に、多くの寺社や家屋が建ち並ぶ都市的景観が描かれた府中地区の姿を思い起こしながら散策した。

第3回 宮津城下 11月5日(土)

- ・時 間：13時30分～15時30分
- ・行 程：大手川ふれあい広場－大手橋－大手川右岸－宮津小学校－宮津駅－関西電力－宮津警察署－流域下水道ポンプ場－たもの木－本丸付近－石垣石材(移築)－本丸石垣－一色稲荷－大手橋－大手川ふれあい広場
- ・案内人：当館資料課長 森島康雄
- ・内 容：宮津城は、長岡(細川)藤孝が築城して

以来、近世を通じて宮津藩の中心地であった。現在は市街地に埋もれて痕跡をほとんど残していない宮津城跡を、絵図と発掘調査で見つかった石垣や堀などの遺構などから復元される痕跡をたどった。

3 古文書講習会

今年度も、昨年度に引き続き、毎月1回2講座(入門編・実践編)を実施した。実施日は、6月18日から12月10日までの計6回、いずれも土曜日に、各午前・午後で計12回行った。参加者は入門編が延べ162人、実践編が108人であった。

入門編

はじめに漢字の偏や旁といった基本的な部分を確認したのち、江戸時代の刊本「西国三十三箇所名所図会」を用いて、文字の解説や解説を行った。

実践編

昨年度に引き続き、宮津城下で町名主などを務めた三上家の古文書のうち、文政10年(1827)以降の職務日誌である「日記」を読み進めた。本年度の終了時点で、文政13年2月頃まで(見開きで約100頁、計2万字余り)の解説を終えた。名主役の実態や、江戸藩邸類焼後の対応、地子銭や入用金の取扱い等について理解を深めることができた。

反省点としては、一部資料に分かりにくい点などがあったため、作成時に工夫を加えたいと考えている。また、時代背景についてより踏み込んだ解説を行うこととしたい。



ぶらり丹後 第2回 府中

平成 28 年度のあゆみ

- 4.1 常設展「海国・丹後を巡る一丹後の歴史と文化―」 (～3/31) (～12/11) 展示解説 10/16、11/12
- 4.23 春季企画展「鯨波、地を震わす―宮津藩文政一揆とその時代―」 (～6/12) 10.27 友の会研修旅行
「美濃の国 王が見た古代の風景」
- 展示解説 4/23、5/21 10.22 ぶらり丹後「府中」
- 5.21 ぶらり丹後「橋立」 10.29 コーナー展示
「イグノーベル賞記念股のぞき」 (～1/31)
- 5.26 現地講座〈重要文化財旧三上家住宅〉
「文政一揆を語り、伝える」
紙芝居実演：森山 道子 氏
講師：当館主任 吉野 健一
- 5.28 文化財講座①
「失われつつある古文書を救う」
講師：若狭路文化研究会副会長 多仁 照廣 氏
- 6.11 文化財講座②
「新出の古文書から文政一揆の実像に迫る」
講師：当館主任 吉野 健一
- 6.18 古文書講習会
(7/16、8/27、9/24、11/19、12/10)
〔午前：実践編、午後：入門編〕
- 7.23 文化財講座③
「丹後の出土銭と藩札」
講師：兵庫埋蔵銭調査会 永井 久美男 氏
- 7.16 夏季企画展「お・か・ね―貨幣の歴史と虚実―」 (～9/4) 展示解説 7/17、8/11
- 7.16 こども体験教室「夏休みに作ろう」
古代のヨロイ (7/16)、鏡 (7/17・27)
勾玉 (7/27、8/11)、銭 (7/30、8/6)
- 7.30 民話等語り部 (11/12)
- 8.6 文化財講座④
「貨幣の歴史と虚実」
講師：当館資料課長 森島 康雄
- 8.20 こども体験教室「そばを作ろう」 (11/5・26、12/18)
- 9.17 海の京都特設展示「生誕300年 与謝蕪村展」 (～10/10) 展示解説10/1
- 10.6 海の京都・文化体験事業
「旧永島家住宅で銭づくりや糸紡ぎ」 (10/13・20)
- 10.15 特別展「丹後の紙漉き―和紙と生きる人びとのあゆみとゆくえ―」
- 11.6 両丹地方史研究大会(交流プラザふくちやま)
- 11.12 文化財講座⑤
「紙すきの歴史と技術」
講師：山城郷土資料館資料課長 横出 洋二 氏
- 11.12 友の会のつどい
- 11.19 第27回紙すき教室(11/20・26・27、12/3・8・13)
- 12.10 こども体験教室「和風を作ろう」 (12/17)
- 12.17 企画展「民具が語る山と里の暮らし―久多の山村生活用具其の四―」 (～12/23)
- 12.23 講演会
「京都洛北・丹波・丹後の民家と集落」
講師：京都府立大学教授 大場 修 氏
「久多の藤織り 上世屋の藤織り」
講師：丹後藤織り保存会会長 井之本 泰 氏
- 1.18 企画展「京都発掘だより2016&ふるさとミュージアムコレクション」 (～3/31)
- 2.18 京都府立大学地域貢献型特別研究(ACTR)成果報告会 in Miyazu (府教委共催)
シンポジウム「海から見る丹後の歴史・文化」 (みやづ歴史の館)
- 3.4 文化財講座⑥
「京都発掘だより2016」
講師：(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
調査員 菅 博絵 氏



丹後郷土資料館調査だより 第6号

発行 平成29年(2017) 3月24日

編集 京都府立丹後郷土資料館

〒629-2234 京都府宮津市字国分小字天王山611-1

TEL(0772)27-0230 FAX(0772)27-0020
